

令和3年11月 農業委員会議事録

開催日：令和3年11月25日（木）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時57分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年11月25日（木）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 高 橋 英 行

（説明員） 開発指導課長 山 口 勇

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時26分

9. 会議の内容

局	長	定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。 皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。この辺の田んぼもつい最近まで大口の人の稲が残っていたのですが、やっと終わったようです。 これから冬に向かっていくということで、施設園芸をやっている方は、暖房の油が高騰しているということで、大変な時期を迎えるのかなと思っております。我々も稲刈りをやっても燃料の価格がどんどん上がってきて、最後のほうは1リッター当たり100円、お店によって100円超えていたところもあったとか聞きましたけれども、お米が安いのに経費ばかりかかってしまって、肥料、農薬は来年なんかは燃料価格に連動して多分上がるのかなと。ただ、米に関しては、今年も作況指数100ぐらいで、そうなると、去年の米も残って今年の米も残るとまた来年安い単価になってしまうのかな。そうするとこの値段だと田んぼをやっても合わないということで、やめる農家が増えると農地が放置されてしまうのが、我々農業委員会としては一番の懸念材料かなと思っております。市でも国の予算をいただいて、米を作っている方には案内が行ったと思いますけれども、補助金を出すという制度が来年1月の幾日でしたか、申込みということでありました。ただ自分で消費しているだけで、どこも米屋さんや、農協などに売っている証明がないとお金をもらえません。要は農業委員会に届け出ているのと、あとは自分の土地、そこであとは販売証明、農協なり米屋さんなりにちゃんと売っている証明が出せないと補助金の対象にならないということでございます。もらえる方は忘れずに申請をしていただいて、少しでも足しになればいいのかなと思っております。

局 長

先月もお話ししましたが、ここのところ越谷ではコロナの感染者がゼロということを伺っております。しかし一方では、第6波が1月下旬に来るということも危惧されております。このまま“感染が拡大しない”、“終息に向かう”ことを期待して、話まとめませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

出席委員は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、2番の藤井委員、3番の坂巻委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

統 括 主 幹

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2万6,882.40平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計7名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万5,224平方メートルです。通作距離は徒歩で7分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,588平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営

		面積は7,158.50平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。
		以上4件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員4番の林委員、2番について推進委員12番の松沢委員、3番について推進委員10番の鈴木委員、4番について推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について林委員、お願いいたします。
4番推進委員		1番の件について補足説明いたします。
(林委員)		11月12日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。申請許可の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番について松沢委員よりお願いいたします。
12番推進委員		2番について補足説明します。
(松沢委員)		11月15日に現地を確認しております。申請地の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		3番について鈴木委員よりお願いいたします。
10番推進委員		3番の件について補足説明します。
(鈴木委員)		11月16日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、

議 長

所有する農機具等についても問題ないと判断します。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

4 番について高島委員よりお願いいたします。

7 番推進委員
(高島委員)

4 番の件について補足説明します。

11月15日に現地を確認しております。申請地の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明いたします。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、本件申請地の近隣住民の方々から駐車場として貸してほしいとの強い要望を受け、困っている方に協力できればと考え申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由

議

長

1 番 委 員
(瀬尾委員)

議

長

4 番 委 員

といたしまして、申請地の隣で給排水業等を営む会社から従業員の通勤車及び社用車の駐車場として貸してほしいとの強い要望を受け、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅敷地出入口の追認です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地への出入口利用をすることから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和3年11月2日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上3件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について山崎委員、3番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、1番について瀬尾委員、お願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場です。北側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

2番について山崎委員よりお願いいたします。

2番についてご説明いたします。

(山崎委員)	11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。東側出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
	以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。
	3番について田口委員よりお願いいたします。
10番委員	3番の件について説明いたします。
(田口委員)	11月12日に事務局と現地を確認しました。申請地の現況は道路、転用の目的は住宅用敷地の追認です。当該地は、いわゆる線引き前から道路として使用されており、顛末書のとおり土地の利用の形態に合わせて農転許可を得て地目を変更するものです。隣接地は、本人及び親族が所有する土地であるため、被害防除対策はありません。
	以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について事務局から説明願います。
統括主幹	議案書の3ページを御覧ください。
	第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明いたします。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅で夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家と水路を挟んで反対側にあり、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ、お互い家族が安心して生活できることから快適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、先ほど第2号議案の2番で許可相当意見決定いただいた駐車場の出入口確保のための申請です。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、借人は平成14年に春日部市内に本店を置き、主に中古自動車販売業を営む法人です。現在のコロナ禍における自動車部品等の不足により新車の納車までの大幅な時間がかかることから、中古自動車のニーズが多くなり、事業拡大を計画し、車両置場として土地を探していたところ、申請地は2か所のオークション会場からほど近く、アクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は夫の実家に近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について宇田川委員、4番について

1 番 委 員
(瀬尾委員)

て藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅であります。東側出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場です。東側出入口部分及び隣接一体利用地部分を除いて境界にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

3番について宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(宇田川委員)

3番の件について説明いたします。

11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は車両置場です。南側と西側を除き周囲をコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

4番について藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員
(藤井委員)

4番の件について説明いたします。

11月15日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。道路に接している東側を除き周囲をコンクリートブロックで区画することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページから6ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が11筆で、面積は6,070平方メートル。平成30年11月27日から令和3年11月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が7筆で、面積は5,213平方メートル。平成30年12月26日から令和3年11月25日までの証明です。

次に、3番の内容ですが、筆数が5筆で、面積は4,149平方メートル。平成30年11月27日から令和3年11月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員1番の小早川委員、2番について推進委員13番の原田委員、3番について推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。

それでは、1番について小早川委員よりお願いいたします。

1 番 推 進 委 員
(小早川委員)

それでは、1番について報告します。

11月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地11筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報

		告いたします。
		以上です。よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。
		2 番について原田委員よりお願いいたします。
1 3 番推進委員		2 番について報告いたします。
(原田委員)		11月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地 7 筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告します。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		3 番について高島委員よりお願いいたします。
7 番推進委員		3 番についてご報告いたします。
(高島委員)		11月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地 5 筆については、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
		続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の 7 ページ及び 8 ページを御覧ください。
		第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

議
全
議

長
員
長

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1 番、799平方メートル、再設定で、期間は3年です。

2 番、3 筆の合計479平方メートル、新規で、期間は5年です。

3 番、3 筆の合計3,568平方メートル、新規で、期間は10年です。

4 番、500平方メートル、新規で、期間は10年です。

5 番、2 筆の合計2,150平方メートル、新規で、期間は10年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局からお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の9ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、10ページ及び11ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。転用内容につきましては記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交

議

長

付いたしました。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月24日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時26分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月25日

議 長

署名委員

署名委員